

奈良県地方創生拠点整備基金条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十三号

奈良県地方創生拠点整備基金条例

(設置)

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条の規定により地域再生計画に記載された地方創生に資する施設整備等を推進するため、奈良県地方創生拠点整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(その他)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。